板橋区ウェルカムベビー講座等実施要綱

令和7年3月25日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第9条の規定に基づき、安心 安全な出産及び子育ての実現に向けて必要な知識の普及、育児技術の習得を図るため、 東京都板橋区(以下「区」という。)が実施するウェルカムベビー講座等について、基本 的事項を定めることを目的とする。

(事業の対象者)

第2条 前条に掲げる事業の対象者は、妊産婦(里帰り、DV避難者等、区に居住実態がある者を含む。以下同じ。)及び父親(妊産婦の配偶者又はパートナーをいう。)並びに妊産婦の父母又はこれらに準じる者とする。

(実施する事業)

- 第3条 この要綱に基づき実施する事業は、次の各号の事業とする。
 - (1) ウェルカムベビー講座
 - ア 妊娠、出産、子育てに関する知識の普及及び技術の習得
 - イ 妊産婦及び乳児に係る保健指導
 - (2) 父親講座
 - ア 父親に向けた妊娠、出産、子育てに関する知識の普及及び技術の習得
 - イ 父親に係る保健指導

(費用負担)

第4条 ウェルカムベビー講座及び父親講座に係る受講料は、無料とする。ただし、教材 費等の費用については、受講者に実費弁償を求めることができるものとする。

(記録の保存)

第5条 ウェルカムベビー講座及び父親講座に係る文書は、3年保存とする。

(委託)

第6条 区長は、ウェルカムベビー講座及び父親講座を外部の者に委託して実施することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ウェルカムベビー講座及び父親講座に関して必要な事項は、板橋区保健所長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、東京都板橋区母親学級実施要綱(平成14年11月20日区長決 定。以下「旧要綱」という。)は廃止する。ただし、旧要綱第7条の規定は、なお効力を 有する。